

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年12月18日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	近 藤 満 里
同	小 林 治 晴

措置の通知書

平成 27 年度 随時監査（工事監査・前期）(27 監査第 121 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 積算について 随意契約における諸経費の算出に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>大岡大八橋耐震補強工事の関連工事において、諸経費の算出を違算した事例があった。 違算があった工事は、本体の耐震補強工事と付随する落橋防止装置設置工事に、更に随意契約により追加した工事である。 本来、主となる工事に対して、工期を重複して随意契約により追加工事を発注する場合、各工事の諸経費の合計額は、各工事を一括発注した場合の諸経費の額と同額となるように算出しなければならない。本事例では、本体、付随、追加の 3 工事が発注されているが、追加工事において、諸経費を調整し減額がされていなかったため、諸経費が高く算出されており、結果的に請負工事費が過大となっていたものである。 今後は、国及び県の積算基準及び標準歩掛に基づき、適正な工事費の積算とともに、チェック体制の強化に努められたい。 (大岡支所)</p> <p>2 契約について 支出負担行為を適正に行うべきもの (報告書 3～4 ページ)</p> <p>小規模工事において、支出負担行為として整理する時期が、工事完了後相当の期間が経過した後になされている事例が 2 件見受けられた。 本来、小規模工事における支出負担行為は、長野市財務規則（注 1）及び長野市会計事務の手引（注 2）で規定されているように、契約その他の行為として工事請書が提出された以降速やかに行うべきものである。 今後は、適正な時期に支出負担行為として整理し、予算管理が行われるよう徹底されたい。 (維持課)</p>	<p>指摘事項については、積算基準の見落としによる積算誤りが原因であったため、国及び県の積算基準及び標準歩掛の内容を再確認して、適正な工事費の積算を実施するよう職員に周知徹底するとともに、特に、追加工事の際には、二重チェックを行うなど照査体制を本年 7 月から強化し、改善を図った。 (大岡支所)</p> <p>指摘事項については、提出された書類の不備の訂正を繰り返す中で、支出負担行為としての整理が遅れたものである。小規模工事における支出負担行為は、工事請書の受理後、速やかに行うよう、課内会議（本年 9 月）を通じ職員に周知徹底することで改善を図った。 (維持課)</p>

措置の通知書

平成 27 年度 随時監査（工事監査・前期）(27 監査第 121 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 施工及び検査について 小規模工事における監督・検査に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>小規模工事において、設計付見積書では交通誘導警備員（注 3）として適正に見積もられていたが、実際の工事では現場作業員が交通誘導を行っていた事例が 2 件あった。</p> <p>交通誘導警備員は、現場の状況や作業の方法に応じて配置し、常に工事の安全に留意し災害の防止を図らなければならない。今回の事例では、見積書に記載のあった交通誘導警備員が配置されておらず、工事のしゅん工検査においても発見できなかったものである。</p> <p>小規模工事であっても、安全に十分配慮した現場管理がなされ、適切な工事の実施が担保されるよう、法令及び長野市契約規則（注 4）等を遵守し、履行途中における工事監督・しゅん工検査について厳正に行われたい。</p> <p>(豊野支所・消防局総務課)</p> <p>第 6 意見 土木事業における必要性・公平性・有効性に配慮した採択基準・審査体制について (報告書 5 ページ)</p> <p>今回、行った工事監査においては、おおむね適正に実施されていたが、一部に利用頻度が低く優先性に劣ると思われるもの又は必要以上に過大と思われるものが見受けられたので意見を申し上げる。</p> <p>平成 27 年 7 月に策定された、長野市公共施設マネジメント指針によると、長野市の市道総延長（平成 23 年 4 月現在）は、4,412.3km と、中核市の中でもトップとなっており、その他の土木施設を含めた維持管理費は膨大な額となる。現在、地域の土木関係工事の要望事項を事業化するための基準や実施箇所を決定するときの市の考え方等は「土木関係事業の要望に関するガイドブック」に沿って行わ</p>	<p>指摘事項については、今回の工事は幹線道路であり交通量も多いことから必要と判断し、設計に計上したものであったが、現場作業員が交通誘導を行ったことに対して、現場管理及びしゅん工検査において発見できなかった。これは、工事指導の徹底不備としゅん工時の検査員の見落としであったことから、今後は、法令及び長野市契約規則を遵守し、安全に配慮した現場管理を適正に行うとともに、厳正に現場指導を行うことなどを本年 5 月に職員に周知徹底し、改善を図った。</p> <p>(豊野支所)</p> <p>指摘事項については、工事指導の徹底不備と検査員の認識の相違があったことから、今後は、法令及び長野市契約規則を遵守し、安全に配慮した現場管理を適正に行うとともに、厳正な現場指導・しゅん工検査を行うよう本年 5 月に職員に周知徹底し、改善を図った。</p> <p>(消防局総務課)</p> <p>現在、地域の要望事項の事業化については、「土木関係事業の要望に関するガイドブック」の「実施箇所決定の考え方」に基づき、継続事業は優先的に、新規事業は、緊急性、必要性、地域での位置付け、投資効果、事故や災害の未然防止効果などの観点から総合的に検討し、各所属ごとに事業の実施箇所を決定している。</p> <p>今回の指摘・意見を踏まえて、今後、維持管理費の増大による、事業の一層の重点化、効率化が求められる中、公平性の向上に併せ事業実施過程の透明性がより一層高められるよう、平成 27 年度末をめどにガイドブックの見直しを行うとともに、土木工事の採択基準の作成と審査体制の整備について、検討を進める。</p> <p>(10 月 29 日と 30 日に合併 6 支所の支所長、土木担当者と道路課で道路整備事業の採択基準の作成等に</p>

措置の通知書

平成 27 年度 随時監査（工事監査・前期）（27 監査第 121 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p data-bbox="181 416 724 483">（指摘事項） <p data-bbox="644 450 724 483">（続き）</p><p data-bbox="161 528 743 703">れている。今後は、透明性に配慮し、より一層の必要性、公平性、有効性等の観点から土木工事における採択基準等を作成するとともに、部局横断的な審査体制を整備されるよう望むものである。</p></p>	<p data-bbox="1331 450 1410 483">（続き）</p> <p data-bbox="767 528 1177 562">ついて、意見交換会を行った。）</p> <p data-bbox="1302 566 1410 600">（道路課）</p>